

## 石川県「特別体験事業」実施業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

能登地域には、歴史的・文化的背景を有し、かつ希少性や質の高さを備えた地域資源として、無形文化財に指定・登録されている輪島塗や能登杜氏による地酒、揚げ浜式の塩、世界無形遺産に登録されている「あえのこと」やキリコ祭りなどの多彩な祭事がある。また、「千枚田」に見られるような能登の里山里海は、世界農業遺産としても登録されている。この地の魅力とともに、地元の食材にこだわる料理人が提供する食は、多くの観光客を魅了してきた。

このように、能登には旅の目的となる優れた要素が存在しているが、本年1月の能登半島地震により、これらは大きな被害を受けた。現在、能登では、地震からの復旧・復興に向けて石川県一丸となり全力で取り組んでいるところである。

一方、金沢においては、この4月の兼六園の観桜期の無料開園期間の入園者が過去最高の約48.7万人となった。これは、旅行者の増加によるものと考えられ。特に、近年インバウンド旅行者が北陸新幹線を活用する「新ゴールデンルート」が欧米豪の旅行者を中心に認知されていることが、要因の1つと考えられる。

こうした機会を活かし、石川の玄関口である金沢を起点に、復興を目指す能登（七尾）への旅行をインバウンド旅行者に提案する。これにより、能登の地域資源の復興をPRし、また、旅行者の金沢から能登への動線を作り出すことを目指す。

なお、本事業は、本県が観光庁所管の「特別体験事業」の採択を受けて実施するものであり、当該事業の公募要領の内容に準ずる必要がある。この中で、これまでにないインバウンド需要を創出し、特別な体験として提供することを通じて、インバウンド消費額5兆円超・一人当たり消費額25万円の速やかな達成や地方への波及効果等について調査・検証することを目的とする。

### 2 委託業務

#### (1) 業務名

石川県「特別体験事業」実施業務（石川復興リーディング食文化体験ツアー造成事業）

#### (2) 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

#### (3) 委託期間（予定）

契約締結日から令和7年1月31日（水）まで

#### (4) 提案上限額

47,114,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 プロポーザルのスケジュール

- 令和6年7月2日(火)：公募資料掲載(公示)
- 7月5日(金)：質問書の提出(13時まで)
- 7月8日(月)：質問の回答
- 7月9日(火)：参加申込書の提出期限(13時まで)
- 7月16日(火)：企画提案書の提出期限(17時まで)
- 7月中旬：委託候補者選定結果の通知(予定)

### 4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問書(様式1)により提出すること。

#### (1) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【質問書提出】特別体験事業」とすること。

【宛先】 syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

#### (2) 提出期限

令和6年7月5日(金) 13時まで

#### (3) 回答方法

電子メールの受信後、石川県産業政策課から受信確認のメールを送付し、おって回答のメールを送付する。なお、評価基準の配点に関する質問や、他の応募者に関する質問、積算に関する内容等の質問については、受け付けない。

### 5 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、以下の要領により関係書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので注意すること。

#### (1) 提出書類

ア 参加申込書(様式2-1)

※共同事業体の場合は、参加申込書(様式2-2)

イ 会社概要(様式3)

ウ 「平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)」に基づき、令和6年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者でない場合は、次の(ア)から(エ)の書類

(ア) 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)

参加申込書提出日前3月以内に発行されたもの。(写し可)

(イ) 納税証明書

- i 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書  
(納税証明書「その3」。「その3の3」でも可。直前の確定申告を終えた決算の営業年度におけるもの。様式が未納税額のない証明用のもの。)
- ii 石川県内に事業所を有する者にあつては、石川県税に未納がないことを証する納税証明書

(ウ) 財務諸表(直前決算の貸借対照表、損益計算書)

(エ) 役員等名簿(様式4)

(2) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【参加申込書等提出】特別体験事業」とすること。

【宛先】 syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

(3) 提出期限

令和6年7月9日(火) 13時まで

(4) 備考

電子メールの受信後、石川県産業政策課から受信確認のメールを送付する。

6 企画提案書の提出

企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書の提出について(様式5)

イ 企画提案書(様式任意)

A4横、左綴じしたものとし、以下の①～⑤の項目に従い作成すること。

①業務実施体制

- ・予定人数を含め、担当業務ごとに詳細に記載すること。

②再委託の内容

- ・仕様書に定める業務について再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の金額を記載すること。(様式不問)

(業務範囲に旅行業に該当する行為を含む場合は、旅行業の登録番号)

※なお、発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における(イ)に限る。

(ア)「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。

(イ)「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。

(ウ)「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処

理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

### ③業務内容に関する具体的な企画案

#### 1) 総論

- ・別紙「仕様書(案)」中の「事業目的」をより効果的に達成することができる企画案とすること。
- ・参考情報として、これまで請け負った高付加価値旅行者向けの特別な体験コンテンツやイベントの開発・実施等の取り組みにかかる実績について示すこと。

#### 2) イベント・体験コンテンツ、旅行商品の造成

- ・造成するイベント・体験コンテンツ、旅行商品の具体例(実施場所、内容等)について提案するとともに、実需者に対して訴求する特別性について説明すること。
- ・造成の具体的な内容(手法、指導を行う専門家等)について提案すること。

### ④業務スケジュール

- ・業務の進め方、スケジュールに関する考え方を明記すること。

### ⑤見積書

- ・自社様式で可とする。但し、経費の見積りは、それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること(単価50万円以内に細分化すること)。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。

## (2) 提出部数

正本1部(提案者名の記載あり。)及び副本6部(提案者名の記載なし。)を提出すること。

※企画提案書の副本には、提案者の社名、社名を暗示する文字や記号、符丁、装丁等を一切使用しないこと。

※企画提案書は書類とあわせて、電子データでも提出すること。提出の際は、件名を「【企画提案書提出】特別体験事業」とすること。

※データ量は原則10MB以内に収めること。10MBを超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

## (3) 提出場所及び提出方法

次の提出場所に持参又は郵便書留により提出すること。

#### 【提出場所】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県産業政策課(担当) 榎、高村

【電子データの提出先】 syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

## (4) 提出期限

令和6年7月16日(火) 17時まで(必着)

## (5) 留意事項

- ア 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- イ 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用など、全て提案者の負担とする。
- ウ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- エ 提出後の書類の差し替えや修正は一切認めない。
- オ 提出された全ての書類は返却しない。
- カ 石川県から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

## 7 説明会

本業務の企画提案を公募するにあたっての説明会は開催しない。

## 8 審査方法

### (1) プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

### (2) プロポーザルの審査

#### ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。

#### イ 審査基準

審査項目	審査基準
1. 審査基準の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業目的を的確に把握し、目的実現のための手法等を提案しているか。</li> <li>・ 石川県の要求する内容を満たしているか。</li> </ul>
2. 企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案された手法・メニューに創造性があるか。</li> <li>・ 十分な効果が見込まれるか。</li> </ul>
3. 業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務を安定的に遂行する実施体制を有しているか。</li> <li>・ 高度な専門性を有しているか。</li> <li>・ 業務実施スケジュールは妥当か。</li> <li>・ 過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。</li> </ul>
4. 経費積算の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積書の内容や算定根拠が明確に示され、仕様書に基づいた内容になっているか。</li> <li>・ 企画内容に見合った適切な経費となっているか。</li> </ul>

ウ 参加者が1社の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定する。

エ 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに書面により通知する。

オ 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

カ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 9 契約の締結等

### (1) 仕様書の協議等

選定した委託候補者と石川県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様の内容は、提案のあった内容を基本とする。

※本事業は、本県が観光庁所管の「特別体験事業」の採択を受けて実施するものであり、当該事業での取り組み決定後に正式契約を行う。

### (2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

### (3) その他

委託候補者と石川県との間で行う協議が整わない場合、又は委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。